

子どもの貧困対策計画の策定について

1 概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条第 2 項に規定する市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）について、素案を作成したため報告します。

2 子どもの貧困対策計画（素案）

別紙のとおり

3 今後の予定

令和 4 年 10月～11月 パブリックコメント

令和 5 年 1月 第 3 回子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会
第 3 回地域福祉推進本部
第 3 回地域福祉推進協議会

3月 追補版納品

「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画（追補版）

文京区子どもの貧困対策計画

【素案】

目 次

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画の目的	1
2 子育て支援計画の性格・構成	1
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2
第2章 子どもの現状	3
1 人口等の推移	3
2 関連データ	6
3 課題	7
第3章 計画の体系・計画事業	8
1 計画の体系	8
2 計画事業	9
資料編	15
資料1 子育て支援計画の沿革	16
資料2 子どもの生活状況調査	16
資料3 計画の検討体制	16
資料4 計画の検討経過	16

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして、令和元年度に「子育て支援計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子どもの最善の利益を守るよう、文京区の特徴を反映した子育て支援施策を推進しています。

子どもの貧困対策については、「文の京」総合戦略や子育て支援計画等に基づき、これまでも総合的に取組を進めてきましたが、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）を令和元年6月に改正し、区市町村における計画策定の努力義務が課せられました。そのため、文京区では子どもの貧困対策計画の策定に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響を捉えつつ、子どもを養育する家庭の生活状況を調査する「文京区子どもの生活状況調査」を令和3年度に実施しました。

こうした法改正や社会状況の変化を踏まえ、子どもの貧困対策法に基づく子どもの貧困対策計画を、子育て支援計画の追補版として策定します。

2 子育て支援計画の性格・構成

子育て支援計画は、福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策法第9条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策法 第9条第2項	

3 計画の期間

子どもの貧困対策計画は、現行の子育て支援計画と同様、令和6年度までを計画期間とします。

4 計画の進行管理

子どもの貧困対策計画は、現行の子育て支援計画において実施している進行管理の中で行います。

第2章 子どもの現状

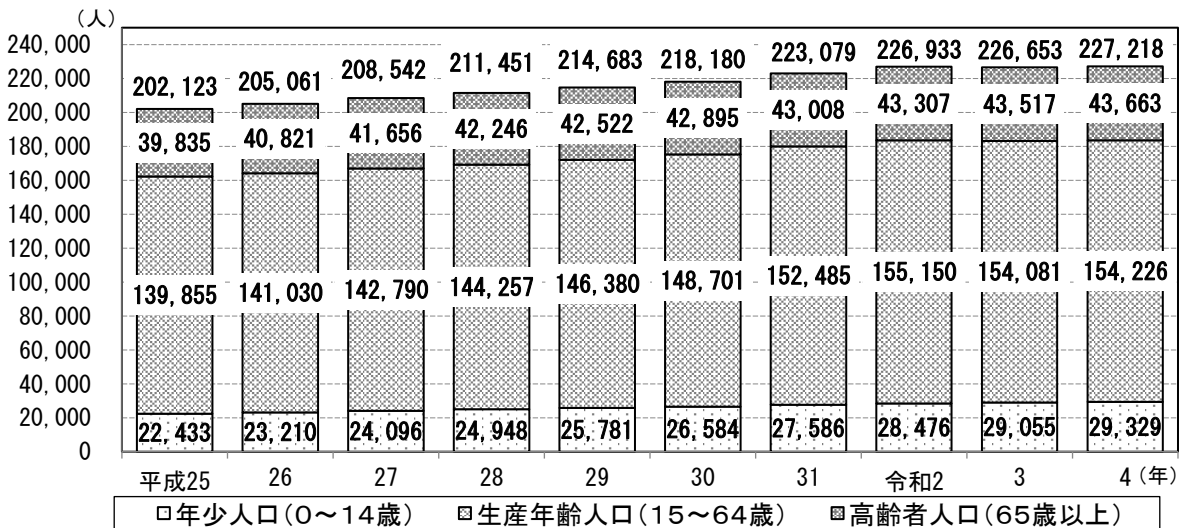
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

近年増加傾向にあった文京区の人口は、令和3年に減少に転じましたが、令和4年には再び増加し、令和4年4月1日現在、227,218人となりました。

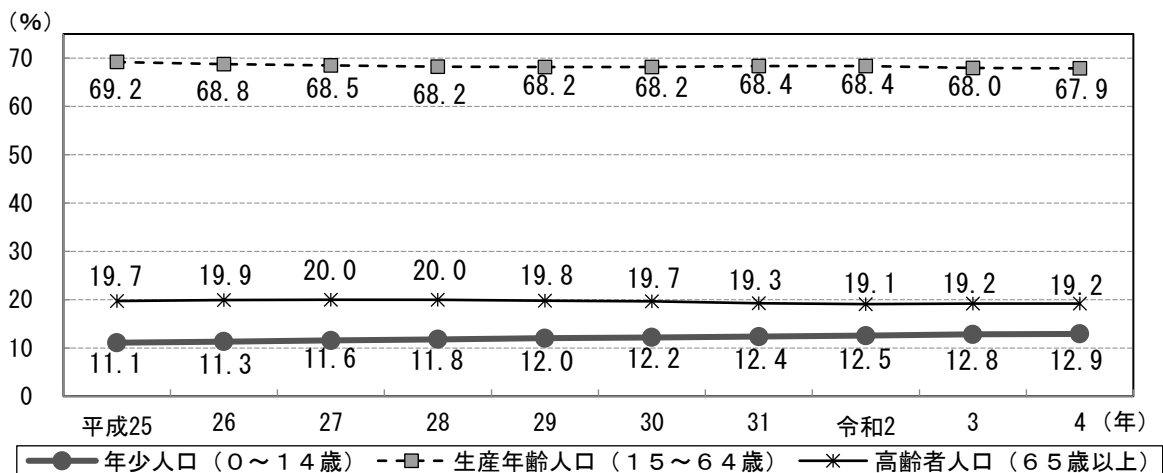
年少人口（0～14歳）については、令和4年4月1日現在、29,329人と増加傾向が続き、構成比の割合も12.9%と徐々に高くなっています。

【図表】2-1 人口の推移（文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

【図表】2-2 年齢3区分別人口（構成比）の推移（文京区）

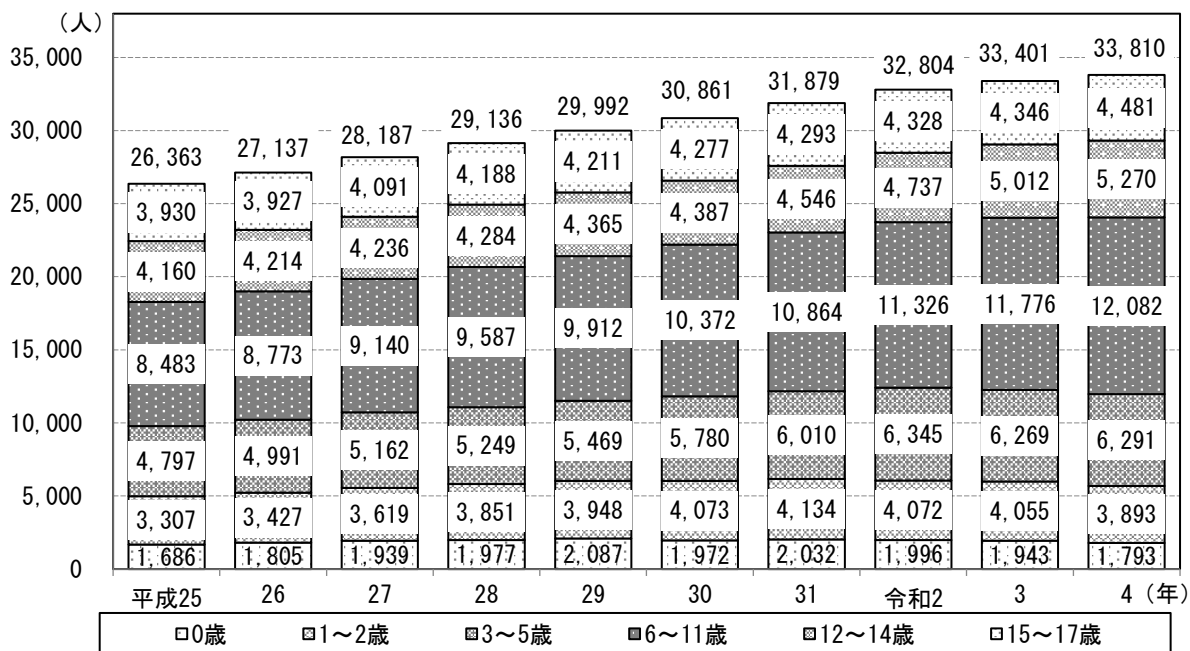


資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

(2) 18歳未満の児童人口の推移

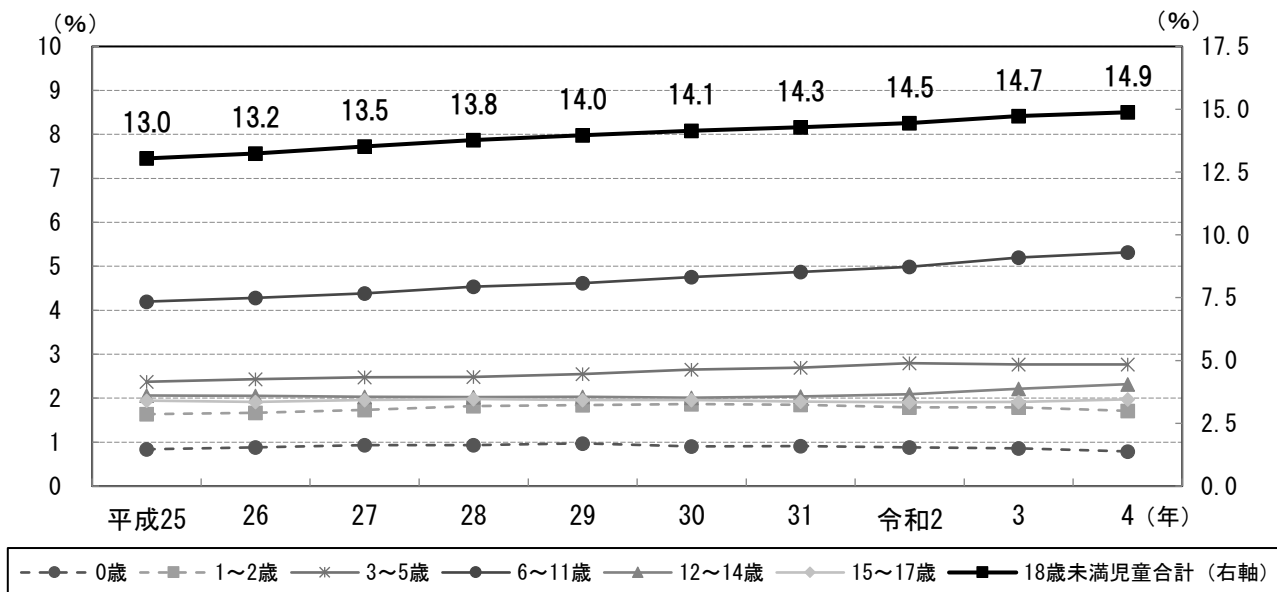
令和4年4月1現在の18歳未満の児童人口は33,810人で、総人口に占める割合は14.9%となっています。前回の子育て支援計画の策定年度である平成26年に比べて令和4年は、人数では6,673人増加し、総人口に占める割合も1.7ポイント増加しています。

【図表】2-3 18歳未満の児童人口の推移（文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

【図表】2-4 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移（文京区）



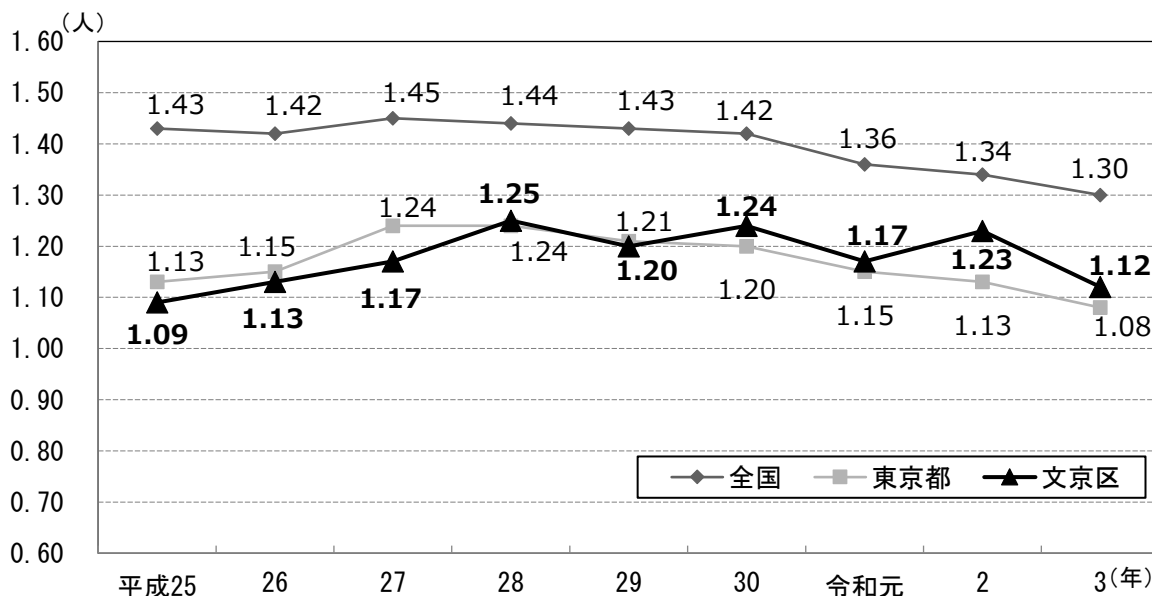
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率及び出生数の推移

全国の合計特殊出生率は、平成20年代後半は1.40を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和3年は1.30となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和3年は1.12となっています。

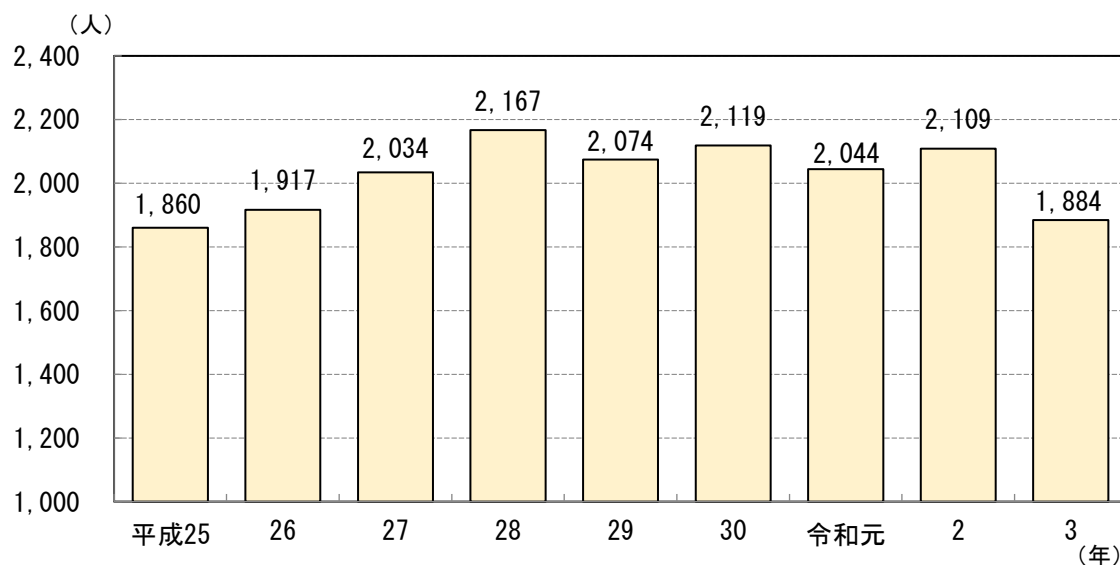
また、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は大きく減少し、1,884人となっています。

【図表】 2-5 合計特殊出生率の推移（全国／東京都／文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及びぶんきょうの保健衛生（文京区）

【図表】 2-6 出生数の推移（文京区）



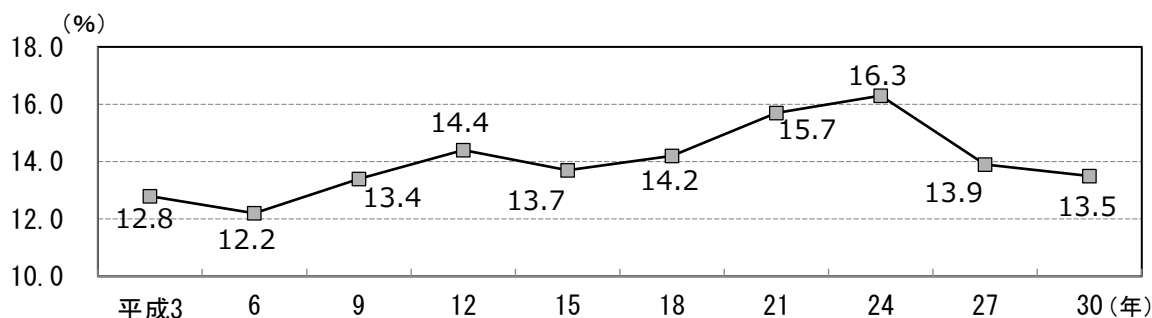
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京の統計（文京区）

2 関連データ

(1) 子どもの貧困率等の推移

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率*は平成24年の16.3%をピークに平成30年は13.5%となっています。

【図表】 2-7 子どもの貧困率等の推移（全国）

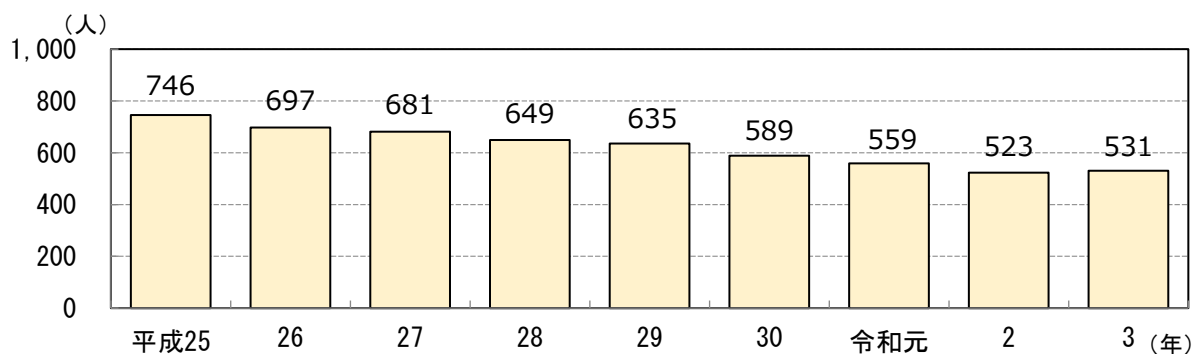


資料：2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当*の受給者数は近年減少傾向でしたが、令和3年は増加に転じ、531人となっています。

【図表】 2-8 児童扶養手当受給者数の推移（文京区）



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（文京区）

* **子どもの貧困率** 子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合。なお、子どもの貧困率は、その子が属している世帯の等価可処分所得を元に計算している。

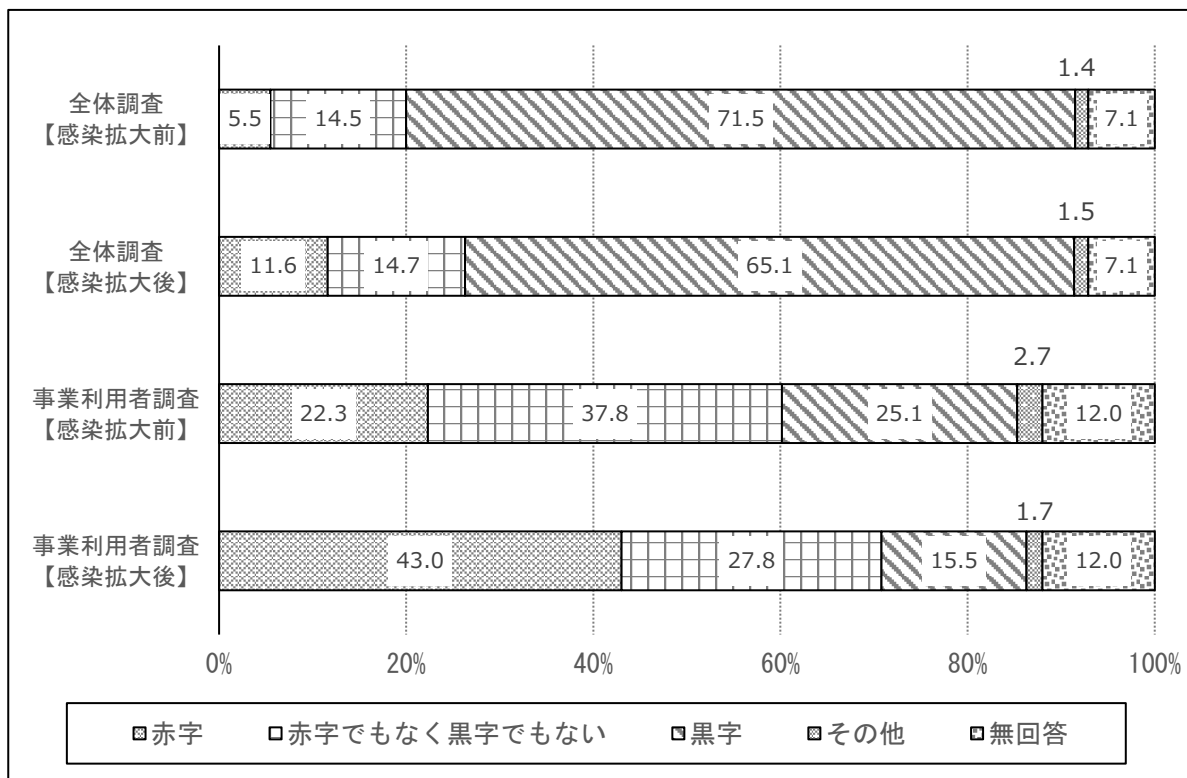
* **児童扶養手当** 国の児童扶養手当法に基づき、離婚などで父又は母と生計を同じくしていない18歳に到達した年度末日以前の児童（中程度の障害を有する児童は20歳未満）を監護している母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又はその養育者に支給される手当

(3) 家庭の家計状況

令和3年度実施の「文京区子どもの生活状況調査」では、0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査（以下「全体調査」という。）と、児童扶養手当受給者及び就学援助受給者への調査（以下「事業利用者調査」という。）を行いました。

その中で、新型コロナウイルス感染症拡大の前後における家庭の家計状況についてそれぞれ尋ねたところ、全体調査、事業利用者調査ともに「赤字」と回答した割合が約2倍に増加し、この調査結果から、感染拡大後に生活が苦しいと感じている世帯は、全体調査では11.6%、事業利用者調査では43.0%存在していると類推されます。

【図表】2-9 家庭の家計状況（文京区）



資料：文京区子どもの生活状況調査報告書

3 課題

経済的困窮やひとり親家庭への支援など、新型コロナウイルス感染症拡大後においても、子育て家庭が置かれた状況に応じた支援を提供することが求められています。また、「文京区子どもの生活状況調査」では、区が実施する「制度・取組を知らない」とする回答が一定数あり、支援を必要とする家庭への制度・取組の周知が課題となっています。

第3章 計画の体系・計画事業

1 計画の体系

現行の子育て支援計画では、第4章において子育て支援施策を推進するための「主要項目及びその方向性」を、第5章において「計画の体系」及び「計画事業」を掲げています。そのうち、子どもの貧困対策計画の体系（項目及び計画事業）については、以下のとおりとなります。

大項目	小項目	計画事業
4 安心して育ち、 子育てでできる 支援体制づくり	4 子どもの 貧困対策	1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援
		2 入学支度資金融資あっせん
		3 奨学資金給付金制度
		4 就学援助
		5 塾代等助成事業
		6 学校給食補助
		7 子ども宅食プロジェクト事業
		8 子育て支援事業利用料等助成制度
		9 福祉手当の支給
		10 特別児童扶養手当の支給
		11 児童育成手当（障害手当）の支給
		12 児童扶養手当の支給
		13 児童育成手当（育成手当）の支給
		14 ひとり親家庭等医療費助成
		15 母子・父子自立支援員
		16 母子家庭自立支援事業
		17 母子生活支援施設
		18 母子・女性緊急一時保護事業
		19 母子及び父子福祉資金

2 計画事業

4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子ども及び保護者に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-4-2 入学支度資金融資あっせん

事業概要	広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子年2.9%、保証料を含む。）を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

4-4-3 奨学資金給付金制度

事業概要	有用な人材を育成することを目的に、経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するに当たり、奨学金を給付する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

4-4-4 就学援助

事業概要	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用（給食費、学用品費等）の援助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

4-4-5 塾代等助成事業

事業概要	就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生
					○

4-4-6 学校給食補助

事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭の保護者であって、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生
				○	○

4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

事業概要	子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。				
計画目標	実績（令和3年度）		計画内容		
	<p>宅食を希望する全ての世帯に、定期便と特別便を合わせて年7回の配送を行った。（延べ4,746世帯）</p> <p>また、手渡し率向上による見守り強化のため、子ども宅食では初となる冷凍便を含む特別便を配送し、食支援に重点をおいた施策を実施するとともに、図書カードの配付を行った。</p>		<p>利用者アンケートを通じて、ニーズを把握するとともに、関係課との連携を一層深め、必要な支援を行う。</p> <p>また、支援対象拡大や子どもの年齢や人数に応じて食品の配送量を調整する取組については、配送を行う団体の業務量等を考慮しつつ、実施について、コンソーシアムにおいて検討する。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

事業概要	<p>前年度において住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の利用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業（キッズルーム） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・おうち家事・育児サポート事業 ・病児・病後児保育事業 ・ベビーシッター利用料助成制度 				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

※ 子育て支援事業利用者負担軽減補助は、令和4年4月から子育て支援事業利用料等助成制度に名称を変更しました。

4-4-9 福祉手当の支給

事業概要	<p>心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。（所得制限あり）</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-10 特別児童扶養手当の支給

事業概要	<p>心身に一定程度以上（身体障害者手帳1～3級（一部4級）又は愛の手帳1～3度程度）の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-1-1 児童育成手当（障害手当）の支給

事業概要	心身に一定程度以上（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（児童育成手当条例に基づく区の制度）（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-1-2 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。（児童扶養手当法に基づく国の制度） 【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-1-3 児童育成手当（育成手当）の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。（児童育成手当条例に基づく区の制度）（所得制限あり）				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部又は全部を助成する。 【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）				
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

4-4-15 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等に必要な情報提供や相談支援を行う。 また、自立に向けて、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業並びに母子生活支援施設の入所の支援を行う。				
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
	○	○	○	○	○

4-4-16 母子家庭自立支援事業

事業概要	児童扶養手当受給水準にあるひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。				
	対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

4-4-17 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合、本人からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

4-4-18 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護、相談及び援助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

4-4-19 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対し、経済的自立、生活意欲の助長及び児童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

資料編

資料 1 子育て支援計画の沿革

資料 2 子どもの生活状況調査

資料 3 計画の検討体制

資料 4 計画の検討経過

資料 1 子育て支援計画の沿革

資料 2 子どもの生活状況調査

資料 3 計画の検討体制

資料 4 計画の検討経過